

令和6年11月1日

保護者 様

千葉日本大学第一中学校

千葉県私立小中学校等家計急変世帯授業料軽減事業補助金について

いつも本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。
千葉県より標記の件について周知・申請の依頼がありましたのでご案内いたします。

1 概要

入学後に、家計急変により授業料の納付が困難となった私立小中学校等の児童生徒に係る授業料の負担軽減を図るため、年収400万円未満程度※で、保護者等の資産保有額の合計が700万円未満である者の世帯を対象に、授業料について児童生徒一人当たり月額28,000円を上限として支援を行うもの。

※ 「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)」が、79,000円未満

2 対象等

(1) 支給対象

ア 対象の事由：保護者等の死亡・事故・病気・失職・倒産・離婚・被災等

※ 自主退職や定年による退職等は含めない

イ 対象者：以下①②いずれも満たす者

① 入学後に対象の事由により家計急変した者で、年収が約400万円未満の世帯(年収見込みは世帯構成や税控除等によって変動する。)

② 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満である者

※ 保護者等とは、親権者のことを指す。(親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者)

※別添の家計試算表にご入力いただき確認して下さい。

(2) 支給額 月額 28,000円

(3) 支給方法

一旦、授業料は全額納入いただき千葉県より学校へ入金後授業料引き落とし口座にご返金致します。(返金時期は未定)

(4) 提出書類

家計急変の事由によって異なりますので、事務室へご連絡の上申請書類を取りに来て下さい。

※ 別添の提出書類のファイルを確認して下さい。

(5) 締め切り 令和6年11月20日

※この件について何かご質問があれば事務室山下重堂までお問い合わせ下さい。

提出書類

共通提出書類：減免調書・家計急変試算表・保護者の資産の状況

その他提出書類

【事由を確認するもの】

1 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

- ・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、離婚届出など、その他事由を確認できる書類の写し

【収入を確認するもの】

2 家計急変後の収入を証明する書類

(1) 家計急変後の収入が住民税に反映されている場合

(家計急変事由がR5.12月以前)

- ・ 令和6年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）

(2) 家計急変後の収入が住民税に反映されていない場合

(家計急変事由がR6.1月以降)

令和6年の所得等がわかる書類

- ・ 給与所得者の場合、令和6年に支給された給与の給与明細（1月から直近までのものが望ましい）
- ・ 個人事業主の場合、令和6年の収入・経費・所得が分かる書類（1月から直近までのものが望ましい）
- ・ 令和7年1月下旬頃、令和6年の実際の収入が分かる書類の提出が必要です。

EX) 給与所得者の場合：源泉徴収票

- ・ 個人事業主の場合：原則、税理士等の第3者による令和6年の所得証明書（1月～12月の各月の収入・経費・所得が記載されているもの）
- ・ 令和6年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）

【資産を確認するもの】

3 保護者等の資産状況について及び確認できる証拠書類

- ・ 保護者の資産の状況について

※ 対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としない。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできない。

- ・ 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・ 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・ 満期や解約により現金化した保険